

令和4年度地下水の水質測定結果について

令和5年12月12日
環境・ゼロカーボン推進課

愛媛県環境審議会の答申を受けて策定した「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

1 調査期間 令和4年4月～令和5年3月

2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

3 調査結果の概要等

(1) 継続監視調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	46	3 ^{※1}	—
松山市	10	6 ^{※2}	—
国土交通省	6	28 ^{※3}	21 ^{※4}

※1 砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 カドミウム、全リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、メチル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チホルム、シアン、チベンカブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジクロロベンゼン、

※4 クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソオクタン、ダイアジール、フェニオキサン、イソオキサン、メチル銅、クロロホルム、プロピザリド、EPN、ジクロロメタン、フェノカブ、イソオキサン、クロロホルム、トレン、キシレン、フタル酸ジエチルキシル、ニッカ、トリブテン、アセチル

イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した62地点において、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が9地点で、基準を超過した。

（令和3年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が11地点で超過）

要監視項目については、調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

・テトラクロロエチレン

（単位：mg/L）

調査機関	調査地点	令和4年度	令和3年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.019	0.024	0.01 以下

・砒素

（単位：mg/L）

調査機関	調査地点	令和4年度	令和3年度	環境基準
愛媛県	宇和島市伊吹町	0.014	0.012	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果		環境基準
			令和4年度	令和3年度	
愛媛県	今治市伯方町叶浦	施肥	19	20	10 以下
	今治市上浦町井口	施肥	12	14	
	今治市宮窪町友浦	施肥	14	9.6	
	八幡浜市保内町川之石	施肥	11	11	
	越智郡上島町生名	施肥	22	21	
	伊予郡砥部町川井	施肥	18	18	
	西宇和郡伊方町二見	施肥	15	13	
松山市	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	20	21	10 以下
	松山市由良町	施肥、生活排水	14	13	

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	7*	—
松山市	9	28	25

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、カフェリン（別名：塩化ビコル又は塩化ビコルマ）、1,2-ジカフェリン、1,4-ジカフェリン

イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した19地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（松山市由良町）で基準を超過した。

（令和3年度は、調査を実施した19地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（松山市吉藤4丁目）で超過）

要監視項目については、調査を実施した1地点において、全マンガンが指針値を超過した。

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	令和4年度	環境基準
松山市	松山市由良町	14	10 以下

(3) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

(単位：pg-TEQ/L)

調査機関	調査地点	令和4年度	環境基準
松山市	松山市和気町1丁目	0.058	1 以下

イ 調査結果

調査を実施した1地点において、環境基準を達成した。（令和3年度も調査を実施した1地点で達成）